

令和2年度 阿蘇中央高等学校文化部活動に係る活動方針

1 本校の文化部活動

書道 華道・茶道 科学 吹奏楽 ワープロ・商業研究
美術・漫画研究 郷土芸能

(同)食物 (同)人権教育研究会 (同)JRC ※(同)は同好会。

2 目標

- (1) 生徒の自主性を尊重した活動を行う。
- (2) 生徒の現在及び将来を見渡した活動を行う。
- (3) 健康・安全に留意した適切な活動を行う。

3 練習日、練習時間

(1) 練習日

1週間の練習日は、5日以内とする。このうち、平日（月曜日～金曜日）のいずれかは休養日とし、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設けることとする。

(2) 練習時間

- ア 平日は長くとも2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- イ 完全下校時間を厳守する。

(3) 完全下校時間

平日	19:30
休業日及び長期休業期間	原則18:00

(4) 共通の休養日

- ア 定期試験に関わる一定期間（考査一週間前から考査最終日の前日まで）
 - 1学期中間考査（5月）
 - 1学期期末考査（6月）
 - 2学期中間考査（9月）
 - 2学期期末考査（11月）
 - 学年末考査（2月）
- イ その他
 - 夏季学校閉庁日（8月）
 - 冬季休業期間においては原則12月29日～1月3日

(5) 上記(1)及び(2)の基準を超えた練習日・練習時間

次のア、イ、ウについては、顧問が事前に生徒及び保護者の承諾を得たうえで『部活動「練習日・練習時間」延長許可申請書』（部活動様式1）を提出し、校長の許可を得ることとする。

ア 練習日

より高い水準の技能や成果に挑戦する観点から、校長の許可を得た部においては、練習日の延長を認める。ただし、生徒の能力・適正や、健康・安全に十分配慮し、休養日を週当たり1日以上とする。

イ 練習時間

より高い水準の技能や成果に挑戦する観点から、校長の許可を得た部においては、平日では3時間程度、休業日では4時間程度を上限として活動する。ただし、週当たりの練習時間は16時間未満を目安とすること。

ウ その他

コンクールや展示会等のスケジュールにより、「練習時間の延長」や「朝練習」の実施ができるものとする。ただし、開始期間をコンクールや展示会等の3ヶ月前からとする。

4 合同練習、合宿等

合同練習や合宿等の実施にあたっては、顧問が1週間前までに「部活動参加許可申請書（部活動様式2）」を校長に提出し、承認を得る。

5 コンクール・展示会等への参加

コンクール・展示会等への参加は、事前に校長の承認を得る。

また1週間前までに「部活動参加許可申請書（部活動様式2）」、公文書の写し等を校長に提出する。（高文連主催、共催大会は除く。）

6 その他

(1) 部活動顧問会議

ア 年度始めに顧問会議を実施し、目標並びに部活動の運営に関する諸事項について共通理解を図る。

イ 必要に応じ顧問会議を開催し、諸事項、諸課題について共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費の徴収について

ア 部費の徴収が必要な場合、原則、保護者が部費を管理し取り扱うものとする。

イ 職員が部費等を取り扱う場合は公費に準ずることとし、適切に管理する。その場合、決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。

(3) その他

顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。